

## 税理士法人きしゅう会計

# NEWS LETTER

10月の第2月曜日は「スポーツの日」です。運動不足の方は、何かできることから始めてみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



### Special feature

## 100%親子間の金銭債権に対する 貸引の繰入が不可に

- ◆8,000億円突破のふるさと納税 指定取消にご注意を
- ◆年次有給休暇の8割要件を計算する際のポイント
- ◆賃上げ実施事業所の平均賃金改定率

# 100%親子間の金銭債権に対する貸引の繰入が不可に

令和4年4月1日以後開始事業年度から、完全支配関係にある法人への金銭債権に対する貸倒引当金の設定が、税務上認められなくなりました。

## 税務上の貸倒引当金

法人は、自らが有する金銭債権について、将来の貸倒れに備え、一定額を貸倒引当金として設定する場合があります。

税務上は、この貸倒引当金の設定について、すべてを認めておらず、設定できる法人の範囲や、設定することができる上限額（繰入限度額）などを定めています。

## 貸倒引当金の繰入限度額

税務上における貸倒引当金の繰入限度額は、次の2種類に区分して計算します。

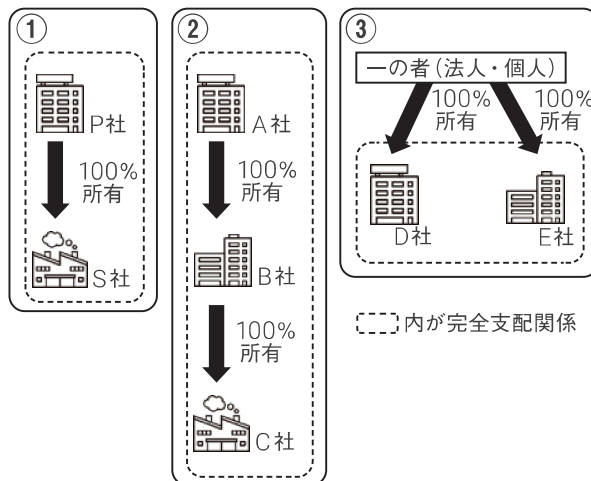
区分	繰入限度額	対象となる主な金銭債権
個別評価金銭債権	債務者ごとに計算した回収不能見込額の合計額	法的措置に伴い貸倒れ等の損失が見込まれる次の金銭債権 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 売掛金、貸付金その他これらに類する金銭債権</li> <li>● 保証金や前渡金等について返還請求を行った場合におけるその返還請求債権</li> </ul>
一括評価金銭債権	事業年度終了時に有する右の金銭債権（上記個別評価金銭債権を除く）の合計額に貸倒実績率等を乗じて計算した額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売掛金、貸付金</li> <li>● 益金の額に算入された、未収の譲渡代金等、未収地代家賃等又は貸付金の未収利子</li> <li>● 益金の額に算入された未収の損害賠償金</li> <li>● 保証債務を履行した求償権</li> <li>● 売掛金、貸付金等の債権について取得した受取手形（割引手形・裏書手形を含む）</li> </ul>

参考：国税庁税大講本 法人税法（令和4年度版）

## 貸倒引当金の改正

令和2年度税制改正により、貸倒引当金の対象となる金銭債権（個別評価金銭債権および一括評価金銭債権）から、**完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権が除外**されました。これは、連結納税制度がグループ通算制度に改組された影響によるもので、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からの適用です。

なお、完全支配関係とは、下図①②のような一の者が法人の発行済株式等（自己株式等を除く）の全部を直接若しくは間接に保有する一定の関係、又は下図③のような一の者との間にその一定の関係がある法人相互の関係をいいます。たとえば下図①の100%親子間の金銭債権は、税務上、貸倒引当金の設定が認められません。これまで設定してきた場合には、改正適用後の初めての事業年度での戻入額と繰入額との差額（益金算入額）が大きくなる可能性があります。ご注意ください。



# 8,000億円突破のふるさと納税 指定取消にご注意を

総務省が公表した調査結果<sup>\*</sup>によれば、令和3年度のふるさと納税の受入総額が前年度と比べて1.2倍の8,302億円となりました。これは平成20年度のふるさと納税導入後、最も多い金額です。

## ふるさと納税の概要

### (1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。

上記調査結果によれば「ふるさと納税」による住民税控除の適用者数は、前年度から1.3倍増加の741万人でした。

### (2) 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記調査結果では(1)の5割強に相当する375万人が適用しました。

## 指定が取り消された団体

### (1) 指定を受けるには

団体が指定を受けるには、一定の期間内に申出書を提出します。指定期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間となっているため、指定を受けたい希望がある限り、申出書

は毎年提出します。

ただし、仮にその申出書を基に指定を受けたとしても、指定期間内に取消を受ける場合があります。

### (2) 取消を受けた団体

令和4年9月30日までの指定期間内に、指定が取り消された団体は、8月20日現在、以下の2団体です。

団体名	指定取消期間
都農町 (宮崎県)	令和4年1月18日 ～令和6年1月17日(2年間)
洲本市 (兵庫県)	令和4年5月1日 ～令和6年4月30日(2年間)

指定取消期間開始日の前日までの寄附については、ふるさと納税の適用を受けることができます。該当する方で確定申告をする場合は受領証などの書類を破棄しない、あるいは“ワンストップ特例制度”を適用される場合には、所定の手続を忘れないようにしましょう。

また、10月1日以降に寄附する場合は新たな指定期間となるため、必ず指定団体の確認をしましょう。

なお、約2年前に指定が取り消された高知県奈半利町は、令和4年7月22日に指定取消期間の満了を迎えました。10月1日以降の寄附について指定を受けるかもしれませんね。

(※) 総務省 HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zeimu04\\_02000108.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000108.html)

# 年次有給休暇の 8割要件を計算する際のポイント

年次有給休暇（以下、年休）の付与については、全労働日の8割以上出勤していることという要件（以下、8割要件）がありますが、その計算の際に、会社の責に帰すべき事由によって休業した日や育児休業を取得した日等のイレギュラーについて、どのように計算すべきか判断に迷うことがあります。その実務上のポイントを確認します。

## 8割要件の計算

8割要件を満たしているかの計算は、出勤率をもって判断します。この出勤率は、出勤日数（算定期間の全労働日のうち出勤した日数）を全労働日（労働義務が課せられている日のことで、就業規則等で定めた休日を除いた日数）で除して計算します。

出勤日数には、休日出勤した日は除く一方で、遅刻や早退があったとしても、その日は出勤しているため、含めます。

この出勤率を計算する際に、分母の全労働日から除外される日と、分子の出勤したものとして取り扱う日が定められています。全労働日から除外される日数には、以下のものがあります。

- ① 使用者の責に帰すべき事由によって休業した日
- ② 正当なストライキその他の正当な争議行為により労働が全くなされなかった日

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、会社独自の判断で従業員を休業させた場合は①に該当し、休業させた日を全労働日から除外して、出勤率を計算します。

一方、出勤したものとして取り扱い、出勤率の

計算の際に出勤日数および全労働日に含めるものとしては、以下のものがあります。

- ① 業務上の負傷・疾病等により療養のため休業した日
- ② 労働基準法に規定する産前産後休業を取得した日
- ③ 育児・介護休業法に基づき育児休業または介護休業した日
- ④ 年次有給休暇を取得した日

例えば、算定期間においてすべて育児休業を取得していた場合、休業日数を全労働日に含み、出勤したものとして取り扱う日数にも休業日数を含むことから出勤率は10割となり、実際に勤務した日数がないとしても年休の付与を行います。

## 特別休暇等の取扱い

会社独自の休暇である特別休暇や、育児・介護休業法による子の看護休暇・介護休暇を取得した日等については、法令での定めはないため、それぞれの会社で出勤率の計算の際にどのように取り扱うかを定めることになります。一般的には出勤したとみなして出勤率を計算する方法が多くみられます。

出勤率を計算した結果、8割要件を満たさなかった場合、その年については年休が付与されませんが、次の年に8割要件を満たした場合は、8割要件を満たさなかった年も勤続継続年数に含めて、付与日数が決まります。従業員にとって年休の付与や取得に対する関心は高いことから、誤りのないように管理しましょう。

# 賃上げ実施事業所の 平均賃金改定率

今年7月に厚生労働省から、2022年の賃金改定状況に関する調査結果\*が発表されました。ここではその結果から、産業別に賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率をみていきます。

## 賃上げは全体の4割未満に

上記調査結果から、今年1～6月に賃金引上げ(以下、賃上げ)を実施した事業所割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】賃上げを実施した事業所割合(%,ポイント)

	2021年	2022年	増減
産業計	36.3	36.9	0.6
製造業	33.3	35.1	1.8
卸売業,小売業	38.8	32.7	-6.1
学術研究,専門・技術サービス業	43.2	43.2	0.0
宿泊業,飲食サービス業	23.8	28.6	4.8
生活関連サービス業,娯楽業	19.7	25.4	5.7
サービス業(他に分類されないもの)	33.3	39.8	6.5

厚生労働省「令和4年賃金改定状況調査結果」より作成

2022年の産業計は36.9%で、2021年より0.6ポイント増加しました。なお7月以降も賃金改定を実施しない割合は産業計で46.8%と、賃上げ実施割合よりも高い状況です。

産業別にみると学術研究,専門・技術サービス業が43.2%で最も高く、サービス業(他に分類されないもの)が39.8%で続いています。

## 改定率は3.5%に

次に産業・ランク別に賃上げ実施事業所の賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。2022年の産業計の計は3.5%で、前年計より0.5ポイント増加しました。

産業別の計では、宿泊業,飲食サービス業と学術研究,専門・技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業が4%台になりました。2021年からの増減では、学術研究,専門・技術サービス業以外は増加しています。

貴社の同業・同ランクの状況と比較されてはいかがでしょうか。

【表2】賃上げ実施事業所の平均賃金改定率(%,ポイント)

	2022年					2021年計	計の増減
	A	B	C	D	計		
産業計	3.7	3.1	3.5	3.9	3.5	3.0	0.5
製造業	3.3	3.0	3.7	4.6	3.5	3.1	0.4
卸売業,小売業	3.3	3.2	3.0	3.0	3.2	2.7	0.5
学術研究,専門・技術サービス業	4.5	3.3	4.1	3.4	4.0	4.4	-0.4
宿泊業,飲食サービス業	5.1	3.7	4.2	4.9	4.6	2.8	1.8
生活関連サービス業,娯楽業	3.8	3.3	2.3	7.4	4.0	2.5	1.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.1	3.3	4.4	4.2	3.7	3.1	0.6

厚生労働省「令和4年賃金改定状況調査結果」より作成

\*厚生労働省「令和4年賃金改定状況調査結果」

常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から抽出した15,861事業所を対象にした調査です。ランクの内訳は次のとおりです。Aは埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪。Bは茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島。Cは北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡。Dは青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_26716.html

# これからを生き抜く体力はあるか？ 2つの指標でチェック

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に、燃料価格高騰や円高に端を発した物価高が重なり、国内の中小企業にとって厳しい経済状況が続いています。コロナ融資の返済も本格化した今、自社にどの程度の体力が残っているのか、数値で把握できる経営指標をご紹介します。

ウィズコロナ時代を生き抜く経営基盤を整えるには、①収益力を高め、②膨らんだ負債を減らす視点が不可欠です。そのための現状把握が簡単にできる指標として、①増収(減収)率と②借入金月商倍率があります。

## 増収(減収)率

$$\text{増収(減収)率} = (\text{当期売上高} \div \text{前期売上高} - 1) \times 100\%$$

前期と比較して売上がどの程度増加(減少)したかを示す割合です。直近2年はご承知のとおりコロナ禍により企業業績が落ち込んだ時期ですので、比較対象は前年ではなく、2019年の売上高がお勧めです(表1は、2021年の四半期ごとの売上高を2019年同期と比較し、業種別にまとめたものです)。

コロナ禍で実施された補助金制度の一部も30%以上の売上減を支給対象としており、「マイナス30%」は状況の深刻さを示す一つの目安

ラインとなります。

## 借入金月商倍率

$$\text{借入金月商倍率} = \text{借入金} \div \text{月商(売上高)}$$

借入金月商倍率は、借入金の残高が月商の何ヶ月分になるのかを示しています。コロナ対応で実施されたゼロゼロ融資は、多くの企業で据置期間が終了し、元本の返済が始まっています。返済能力を知る上でも、きちんと把握しておきたい指標です。

実際の数値を確認すると、業種によって差が見られます(表2)が、一般的には3~4倍までに抑えた状態が適正といわれています。

増収率と借入金月商倍率の両方が赤信号となっている場合は要注意です。借換えなどの金融機関との折衝においても、数値に裏付けられた丁寧な経営計画が求められます。気が付いたら遅かった…とならないよう、月ごと、四半期ごとなど、定期的にご確認ください。

■表1 2021年の増収(減収)率 (2019年同期比)(%)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
建設業	-11.5	3.6	-2.8	0.4
製造業	-13.0	-14.0	-13.2	-5.6
情報通信業	-17.8	14.0	21.1	30.3
運輸業、郵便業	1.6	-11.3	15.8	33.3
卸売業	-19.6	-11.0	-7.4	-0.4
小売業	-0.3	-4.7	0.7	21.2
宿泊業、飲食サービス業	-36.0	-39.7	-29.2	-23.9
生活関連サービス業、娯楽業	-21.0	-59.3	-51.7	-45.0

■表2 2021年の借入金月商倍率(倍)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
建設業	2.7	3.3	3.3	3.1
製造業	4.7	4.6	4.6	4.3
卸売業	2.2	2.2	2.1	2.4
小売業	3.4	4.4	4.4	3.7
サービス業	6.0	7.0	6.5	5.8

※いずれも調査対象は資本金1千万円以上1億円未満の企業  
※中小企業庁「2022年版 中小企業白書」より作成  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/2022/PDF/chusho.html>

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。  
特に未収債権の回収促進に努めましょう。

## 01 改正育児介護休業法の施行（産後パパ育休の創設・育児休業の分割取得）



10月1日より改正育児介護休業法が施行され、男性の育児休業取得促進策として、産後パパ育休（出生時育児休業）の制度が新たに設けられます。これにより子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得できるようになります。また、子が1歳になるまでの育児休業については、分割して2回まで取得することができるようになります。

## 02 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります



今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

## 03 雇用保険料率の改定



10月1日より雇用保険料の労働者負担分、事業主負担分が変更になります。今年度は年度途中の10月より保険料率が変わりますので、給与計算を行う際はご注意ください。

## 04 101人以上の企業への社会保険適用拡大



10月1日よりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わり、社会保険の被保険者が101人以上の企業に勤務するパート・アルバイトで、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上などの条件に該当した場合は、社会保険に新たに加えることになります。

## 05 育児休業中の社会保険料免除の仕組みの変更



10月1日より短時間の育児休業を取得した場合の対応として、育児休業の開始月については、同月の末日が育児休業期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業を取得した場合にも保険料が免除されます。なお、賞与にかかる保険料については、1ヶ月を超える育児休業を取得した場合に免除されます。

## 06 定時決定の反映と新しい保険料率による控除



定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

## 07 年次有給休暇の付与



4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。

10月は、年の終盤です。やり残しのないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	土	友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国労働衛生週間（～7日まで）</li> <li>●大学生への採用内定の通知開始</li> <li>●高齢者就業支援月間（～31日まで）</li> <li>●年次有給休暇取得促進期間（～31日まで）</li> </ul>
2	日	先負	
3	月	仏滅	
4	火	大安	
5	水	赤口	
6	木	先勝	
7	金	友引	
8	土	先負	寒露
9	日	仏滅	
10	月	大安	スポーツの日
11	火	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（9月分）
12	水	先勝	
13	木	友引	
14	金	先負	
15	土	仏滅	
16	日	大安	
17	月	赤口	
18	火	先勝	
19	水	友引	
20	木	先負	
21	金	仏滅	
22	土	大安	
23	日	赤口	霜降
24	月	先勝	
25	火	仏滅	
26	水	大安	
27	木	赤口	
28	金	先勝	
29	土	友引	
30	日	先負	
31	月	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（9月分）</li> <li>●労働保険料の納期限（第2期分）※口座振替を利用しない場合</li> <li>●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第2期分）※口座振替を利用しない場合</li> <li>●労働者死傷病報告提出期限（休業日数1～3日の労災事故【7月～9月】について報告）</li> <li>●個人の県民税・市町村民税の納期限（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで</li> </ul>